

事務連絡
令和6年3月29日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管課 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う
留意事項通知等に関する補足事項について

本日、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に関する留意事項通知及び解釈通知を发出したところですが、先般3月12日に事前に送付した通知(案)からの主な変更点について、別紙のとおりまとめましたので、ご参照ください。

なお、別紙以外についても、字句修正等の変更はありますので、改めてご確認ください。

各都道府県等におかれましては、関連する通知等をご了知いただき、管内市町村や事業所等に丁寧に周知いただき、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の円滑な施行に引き続きご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

(本件連絡先)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課 評価・基準係
電話：03-5253-1111 (内線 3036)

<留意事項通知>

- 第2 1 (1) ①単位数算定の際の端数処理 (P8) 関係
算定方法の変更

(変更前)

情報公表未報告減算、業務継続計画未策定減算、身体拘束廃止未実施減算、虐待防止措置未実施減算、特定事業所加算、特別地域加算、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算及び同一建物減算を算定する場合には、対象となる単位数の合計に当該加減算の割合を乗じて、当該加減算の単位数を算定することとする。

(変更後)

情報公表未報告減算、業務継続計画未策定減算、身体拘束廃止未実施減算、虐待防止措置未実施減算、特定事業所加算、特別地域加算及び同一建物減算を算定する場合には、対象となる基本報酬の単位数に当該加減算の割合を乗じて、当該加減算の単位数を算定することとし、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を算定する場合には、基本報酬及び各種加算を算定した単位数の合計に当該加算の割合を乗じて、当該加算の単位数を算定することとする。

※ 上記の各減算に関する各項目に、同様の記載あり (P29~P34)

- 第2 2 (6) ②生活介護サービス費について (P115) 関係

生活介護における所要時間に応じた基本報酬を算定する際の配慮事項について、送迎に要する時間について、片道ごとではなく、往復で要した時間により判断することに変更するとともに、1時間を超えた時間を標準的な時間として加えるのではなく、一律に1時間を標準的な時間に加えることに変更。

(変更前)

イ 利用者が必要とするサービスを提供する事業所が当該利用者の居住する地域にない場合等であって、送迎に要する時間が片道1時間を超える場合は、片道1時間を超えた時間を、生活介護計画に位置付ける標準的な時間として加えることができる。

なお、ここでの片道とは送迎車両等が事業所を出発してから戻ってくるまでに要した時間のことをいう。

(変更後)

イ 利用者が必要とするサービスを提供する事業所が当該利用者の居住する地域にない場合等であって、送迎に要する時間が往復3時間以上となる場合は、1時間を生活介護計画に位置付ける標準的な時間として加えることができる。

なお、ここでの片道とは送迎車両等が事業所を出発してから戻ってくるまでに要した時間のことをであり、往復は往路(片道)と復路(片道)の送迎に要する時間の合計である。